

平成 21 年度当初予算編成方針

わが国の経済は、米国のサブプライム住宅ローン問題に端を発した金融危機の拡大による世界的な景気後退の中、先行き不透明な状況となっています。

また、現下の地方財政は極めて厳しい状況にあります。また、「経済財政改革の基本方針 2008」では平成 21 年度予算の方向として、「基本方針 2006」及び「基本方針 2007」で実施してきた歳出改革の努力を緩めることなく、国、地方を通じ最大限の削減を行う方向を明確にしています。

さらに新潟県においても平成 21 年度当初予算編成の視点において、施策の選択と集中、事業効果の早期発現や市町村、民間等の役割分担を踏まえた事業スキームの（再）構築を提唱するなど、これまでよりさらに削減傾向が進むことが予想されます。

本市の財政状況は、平成 19 年度決算が市町村合併による打ち切り決算となったため、新 7 万人都市としての正規の財政指標の算出はできませんが、財政調整基金残高が平成 20 年度当初予算編成時点で約 14 億円まで落ち込んでいることから、安定的な財政運営に必要な残高を確保しているとはいえません。

また、北海道夕張市における不正財政運営問題を発端に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が施行され、自治体の財政の健全度を示す「健全化判断比率 4 指標」と公営企業部門の「資金不足比率」、計 5 指標の公表が義務付けられました。

平成 19 年度決算では、すべての指標において基準以下でしたが、平成 20 年度決算時では明らかに悪化する指標もあり、計画的なまちづくりを進めるためにも健全化に向けた取組みが必要とされます。

こうした中、歳入面においては、合併後 7 年間の特例を受けられる地方交付税が、総務省の平成 21 年度概算要求額ベースで 3.9% 減、本年度の本市交付額で試算すると約 4 億 5 千万円の減収が見込まれます。また、市税においても固定資産税の評価替え等による減収が見込まれるとともに、道路特定財源の一般財源化の影響、国県の交付金削減の推進等、不安要素が多い状況といえます。

一方、歳出面においては退職者の一部不補充による削減は見込まれるものの、合併基本計画掲載事業の実行や「トキめき新潟国体本大会」の開催をはじめ、扶助費や特別会計への繰出金等の削減困難な経常経費の増加が見込まれ、厳しい財政運営となることは明らかです。

このような状況の中、平成 21 年度の予算編成にあたっては、「安心と安全、人に優しい都市づくり」「活力と魅力に満ちた都市づくり」「参加と連携、人がふれあう都市づくり」「自然と歴史、文化が薫る都市づくり」を柱とした「自然と環境 すこやか社会

産業・文化が息づく故郷」の実現に向けた諸施策について、限られた財源の中で重点的・効率的な配分を行いますので、各部課局はこうした趣旨を十分理解のうえ、行財政改革の徹底による歳出削減を進めながら予算要求を行ってください。

なお、特別会計にあっても一般会計の財政事情を十分理解し予算編成作業を行ってください。

また、平成20年度予算は合併協議の未調整事項を抱えながらの執行となっている現状であり、現在、行財政改革推進プロジェクトにおいて整理を行っている項目を含め下記により要求してください。

【行財政改革の推進に関する事項】

- (1) 合併協定書に記載された項目については方針どおりの要求とすること。また、「協定項目以外」について変更する場合は、関係者との調整を行ったうえ要求すること。
- (2) 退職者の不補充を踏まえ、事務事業の見直しにあたって「廃止」について積極的に検討すること。
- (3) 合併後に調整するとされた事務事業については、各課の調整方針や行革プロジェクトのヒアリング結果に基づき要求すること。なお、予算を担保するものではないこと。
- (4) 補助金等については、現在、交付基準の作成中であるため、平成21年度予算の要求にあたっては、各課において対象内容等について要綱等との精査を進めること。なお、多額の繰越金がある場合には、被補助団体への指導を徹底し補助金の減額に努めること。

第1 基本的事項

1 予算編成の基本的な考え方。

- (1) 平成20年度予算は打ち切り決算による影響額があることと、旧5市町村の合算予算が多いことから、単純な前年度比較ではなく合併直後の臨時的経費を精査し、適正な年間所要額を見積ってください。なお、年度途中の補正は、制度改革や国県補助金の特定財源の確定に伴うもの、災害等による突発的経費、または当初予算で見積不能及び不確定な要素等により留保となるもの以外には行いません。
- (2) 合併協定項目について再度確認し要求してください。特に平成21年度から影響がある分の把握について注意してください。

- (3) 「行政改革の推進に向けての基本方針」に記載されている基本事項に則り要求してください。
- (4) 新市総合計画実施計画が策定途中のため、合併基本計画掲載事業や制度改革に伴うもの等、真に止むを得ない事業を除き、新規事業（投資事業の個別箇所含む）は要求しないでください。

2 歳出予算要求基準

要求の上限額を下記のとおり設定しますので、事業の緊急度や優先度を精査し要求してください。

なお、上限額が査定額ではありません。

(1) 基準設定経費

消費的経費

予算要求と同時に提出していただく平成 20 年度決算見込額調べにおける、予算所属課単位での一般財源合計額の 95% を上限額とします。

投資的経費

予算要求と同時に提出していただく平成 20 年度決算見込額調べの事業費の 90%（事業費単位）を上限額とします。

なお、1 事業に消費的経費と投資的経費が混在する場合は、それぞれの区分での上限額とします。

(2) 基準設定外経費及び別途設定する経費

合併市町村基本計画に掲載している投資的事業

合併協定書に掲載している協定項目に関する事業で経費削減が不可能な事業
人件費の内、職員人件費

公債費

積立金

償還金に充当される補助金及び負担金

国民健康保険、地方公営企業等、繰出基準が明確な特別会計に対する繰出金（繰出基準額を上限とします。

3 国県行財政改革への対応

- (1) 地方財政計画等が未公表ですが、基本方針 2008 等に掲げているとおり、国県支出金の削減が予想されることから、制度改革を含めその動向を注視してください。
- (2) 年度途中を含め、国県等補助事業の市単独事業への振替は一切認めない方針ですので特に注意してください。

第2 歳入に関する事項

1 市税

景気動向や税制改正の動向を十分に勘案し、課税客体の把握に努めてください。
また、税収は財政運営の基軸であり、収納率の向上、滞納繰越額の圧縮を反映した要求としてください。

2 分担金・負担金

受益者負担の原則に基づき、事業の原則、受益の限度等を十分検討し見直しを行ってください。

3 使用料・手数料

事業との関連及び原価積算等に留意し、的確に見積もってください。合わせて、適正な受益者負担となるよう見直しを実施してください。

4 国県支出金

(1) 更なる削減方向が予想されるため、税源委譲を含めた制度改正等の情報収集に努め適正に見積ってください。特に廃止又は補助基本額、補助率、負担区分、対象経費の変更等に十分注意してください。

(2) 地方分権時代を踏まえ主体性を確保し、本市への適合性、必要性及び事業効果について十分検討し、安易に受け入れることなく選択的導入に留意してください。

5 財産収入

(1) 土地貸付料については、平成21年度が固定資産税の評価替え年度であり評価額の下落が想定されることから、税担当と連携を密にし過大な見積とならないよう留意してください。

(2) 未使用財産、遊休財産については、今後の利用の可能性を考慮し、売却可能なものから優先的に処分を進めてください。

6 諸収入

可能な限り収入の確保に努めるとともに、過去の実績等を参考に適正に見積ってください。

第3 歳出に関する事項

1 人件費

- (1) 職員給与費については、平成20年度の現員現給に定期昇給分を見込み積算してください。(人事係から別途通知します)
- (2) 時間外勤務手当については、現員職員数と業務量の関係から真に止むを得ない時間に限るものとしますので、別紙「時間外勤務手当年間計画書」を提出してください。
なお、時差出勤や振替・代休制度の徹底や事務事業の見直しにより削減に努め、平成20年度9月補正後予算現額の80%を上限額として要求してください。
- (3) 人件費に国県支出金の充当が可能なものについては、当初予算から財源として積極的に対象としてください。
- (4) 最終的には人事係と調整のうえ決定します。

2 物件費等

(1) 賃金

事務補助員賃金については、平成20年度予算同様に長期病欠、産休、育休代替等、臨時的なもので真に止むを得ないもの以外は予算化しない方針です。また、最終的に、配置にあたっては人事係で調整の上決定します。

(2) 旅費

全国大会や通常業務の研修等、形式的な会議等への出席旅費については認めない方針です。また、出席回数や人数の見直しを実施し経費の節減に努めてください。

なお、要求にあたっては新市旅費規程を十分に理解のうえ積算してください。

(3) 修繕料

施設維持修繕費について、施設の現況、整備計画及び緊急性等を考慮して積算してください。

なお、車両の車検に伴う修繕費等、明らかに予定されているものを除いた、いわゆる不時修繕に係る経費については要求しないでください。

(4) 印刷製本費

慣例で発行することのないように、目的、効果等、必要性を十分に精査するとともに、広報誌やホームページの活用を最大限に検討し積算してください。

(5) 委託料

安易に委託することなく、費用対効果や必要性を十分検討すること。また、既存業務についても、委託の必要性を含め内容・方法の検討を行ってください。

(6) 使用料・借上料

更新時期を迎える機器リースなどについては、再リースを原則としますので、使用頻度、消耗度を精査し要求してください。

(7) 庁用一般経費（修繕料を除く）

電話料、郵便料、コピーカウンター料、消耗品費、燃料費等の見積方法等については、本庁及び各支所の取扱いを統一し別途通知します。

車両保険料及び建物災害共済負担金については、平成20年度予算同様に一部の特別会計を除き普通財産管理経費で計上します。

(8) 備品購入費

庁用備品については原則認めません。

3 補助費等

(1) 補助金負担金

前述した行財政改革の推進に関する事項によりの確に見積もってください。

(2) 報償費

単に前年度実績等によることなく、人数、回数、単価も含め事業内容の見直しを進めてください。

なお、同一事業の会議出席報償等で、旧市町村間で異なっている場合は、統一した単価により要求してください。

4 投資的経費

現在、新市総合計画の策定作業を進めていることから、合併市町村基本計画、新市過疎計画、新市辺地計画に掲載されている事業及び合併前市町村の総合計画実施計画に掲載されている事業以外の新規事業は要求しないでください。

なお、要求にあたっては事業の現況等を十分検討し、緊急度が高く、投資効果及び即効性のある事業を厳選し、予算要求基準の上限枠を厳守し要求してください。

5 繰出金

公営企業会計及び国民健康保険特別会計等、通知等により定められている繰出基準を上限額としますので、各会計での歳出額を精査し適正な額を要求してください。

なお、普通会計に属する特別会計についても、一般会計同様に予算要求基準に則った歳出必要額以外の繰出は行いません。

また、一般会計と特別会計の経費負担区分を明確にし要求してください。

6 貸付金

利用状況、行政効果及び貸付条件等制度全般について見直すとともに、情勢の変化に適合した効果的な制度となるよう努め、必要最小限の範囲内で見積もってください。